

平成29年1月27日

1年1組  
生徒・保護者の皆様

大阪府立住吉高等学校  
校長 福永 光伸

### インフルエンザによる学級休業について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪府教育委員会では、インフルエンザによる学級休業の目安は、クラスの在籍生徒数の15%以上としています。本日1年1組では、この目安に相当する生徒がインフルエンザを理由に欠席しています。

大阪府教育委員会及び学校医と相談し、下記のとおり1年1組を臨時休業とすることといたしました。

1年1組の生徒の皆さんは学級休業期間中の登校を禁止されます。校内におけるインフルエンザの拡大を防ぐための措置ですので、何卒ご了承くださいたく存じます。

インフルエンザに罹患しているかを問わず、学級休業期間中は外出を控え、本校生徒との接触も避けてください（現在症状が出ていなくても潜伏している可能性があります）。万一下記2に記載のインフルエンザの典型的な症状が見られる場合、医療機関受診の上、療養に努めてください。インフルエンザに罹患した生徒は、学級休業期間が終了した後であっても、医療機関から登校許可が出るまでは登校を控えてください。

なお、学級休業期間中の授業の補填については現在調整を行っています。学級休業期間終了後、登校された際に担任を通じてお知らせいたします。ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく担任までお問合せください。

### 記

#### 1. 学級休業期間

平成29年1月27日（金）3限～平成29年1月30日（月）

#### 2. インフルエンザの典型的な症状

急激な発熱で発症、38～39℃あるいはそれ以上に達する。

頭痛、腰痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感などの症状が強い。

咽頭痛、咳などの呼吸器症状を伴う。

（厚生労働省「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」より一部抜粋）

#### 3. インフルエンザ罹患による出席停止期間について

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでとなっています。体力が回復するまでゆっくりご自宅で静養してください。

なお、登校が可能になりましたら、生徒手帳P.23～24の「証明書」を学校に提出してください。

また学校HPから「学校感染症等に係る登校に関する意見書」ダウンロードも可能です。どちらもご面倒ですが、医療機関で証明を受け、お子様を通じて担任までご提出ください。